

食品包装用機械の労働災害防止対策ガイドライン

1 構造上の基準

安全カバー等の構造

柵、網などのすき間から手指が危険部分まで届かない構造

安全カバーが開いているとき機械が動かない構造

危険部分が内部にあることを標識などで明示

内部が見える構造のときは、十分な強度を有し、破損しても破片等が飛散しにくいもの

できる限り清掃、点検、調整等の作業の障害とならない構造

非常停止装置

サイクル停止でなく、直ちに停止できる構造

非常停止装置により運

転を停止したときは、

再起動操作をしなければ

機械が起動しない

スイッチは非常時に即座に操作できる位置に取付

スイッチの色は赤色

操作装置は誤操作防止措置

人力による運転中は、動力による運転ができない押しボタンスイッチはスイッチケース等の表面から突出していない

足踏み式スイッチにはカバーを取付

必要な場合、機械の調整のための寸動、微動等の手動運動が可能

回転部分の突起物の覆い

回転部分の突起物には覆い等を設置

高温部分（加熱・溶着部含む）の安全カバー

高温部分に断熱構造の安全カバーを設置

機械の種類別、機械の部分別に必要な対策

コンベア

作業者が巻き込まれる、包装対象品が落下するおそれがあるものは安全カバーを取付等措置

長いコンベアは連続した非常停止スイッチ又は必要な箇所に非常停止スイッチ

切断を行う部分

ロータリーカッター、往復カッター等の刃部には、安全カバーの取付等の措置

包装材料を切断する熱線又は熱棒には、断熱構造の安全カバーを設置



2 設置の際の留意事項

作業に必要なスペースの確保

機械の周囲は、清掃や点検も含め作業をするのに十分な広さを確保

機械は安定に据付

車輪のある機械では、移動することがないように車輪止めなどで確実に固定

転倒のおそれがある機械は、床や壁にボルトなどで固定

操作盤は適切な位置に設置

操作盤を機械本体と別に設置するときは、操作者が機械の作動を見渡せる位置に設置

電気配線等の安全確保

電気配線、油圧及びび空気圧配管などは損傷を受けることがないようにカバーを設置

アース端子はすべて確実に接地

湿潤な場所で使用する機械には、感電防止用漏電しゃ断装置を設置

設置後は動作確認

機械を設置した後、機械の作動、関連機器との連動状況等に異常がないことを確認

3 使用の際の留意事項

適切な作業服等の着用

適切な作業帽や作業服の着用

床が水、油で濡れている場合、長靴等着用

危険防止措置の確認

機械の動力伝達部分、调速部分、加工部分に安全カバー等があるか確認



作業規定の作成

機械の操作方法・手順、作業位置・姿勢等複数作業者の共同作業がある場合、相互の合図の方法及び関連機器操作者との合図の方法

機械に生じる異常の内容及び判別法、異常内容に応じた措置

非常停止装置で機械が停止したときに再起動させるために必要な異常事態の解除、安全確認の方法その他作業の安全のために必要な事項

作業環境の整備

作業を安全に行うための照度の確保

常時高さ1m以上の作業床での作業は手すり設置

作業場床面は滑り、つまずき等防止対策要

機械の運転時の留意事項

機械の起動時、作業部分に人が触れていないことを確認し、合図する



安全カバーを開放して包装用フィルムを装着するときは、機械が完全に停止したことを確認
供給コンベアに包装対象品を手作業で供給する場合、安全な作業位置の確保

包装対象品の供給用ホッパーに手を入れない
供給に失敗した品物の除去、位置の修正作業、機械に詰まった包装対象品、混入した異物等の除去作業は機械を完全に停止してから行う

加熱シール部等で包装対象品の詰まり等の異常が発生したときは、適切な用具等を使用



清掃、点検等の場合の留意事項

機械の清掃、洗浄、給油、点検、調整、刃物の取替え、目詰まりの除去等は機械の運転を完全に停止してから行う

清掃等のために機械の運転を停止した時は、操作装置に鍵をかける、作業中である旨の表示板を取り付けるなど他の者が機械を運転することを禁止する措置を行う



点検、調整等を共同作業で行う場合、作業指揮者を定め、その者の指揮により作業する
包装対象品供給コンベアを運転しながら清掃を行うときは、寸動運転で行うとともに、くず等の除去は真空掃除機等により行う
空気圧系統の分解、部品交換等を行うときは駆動用シリンダーの残圧を開放

4 定期検査等

作業開始前点検

安全カバー等の異常の有無

インターロック機能（危険部への接触防止）

機械本体、外部配線、附属配管等の亀裂、損傷等

外観上の異常の有無

油圧及び空気圧系統

の圧力の異常の有無

潤滑油の注油状況

及び油漏れの有無

制動装置の機能

非常停止装置の機能

作動の異常の有無

異常音及び異常振動の有無

定期検査

主要部分のボルト等のゆるみの有無

制動装置、非常停止装置等の異常の有無

歯車、ベルト、クラッチ等動力伝導部分の異常の有無

電磁弁、減圧弁、圧力計等油圧及び空気圧系統の異常の有無

配線、開閉器等電気系統の異常の有無

補修と記録

作業開始前点検や定期検査で異常を発見したときは、直ちに補修。定期検査・補修した際は、その内容を記録し、3年以上保存。



5 安全衛生教育

食品加工用機械の各部の構造及び機能

食品加工用機械の取扱方法

関連機器及び連動する機器の取扱方法

作業規定

作業開始前点検及び定期検査の方法

災害事例

関係法令

実技教育は機械に異常が発生した場合の措置を含めて行う

